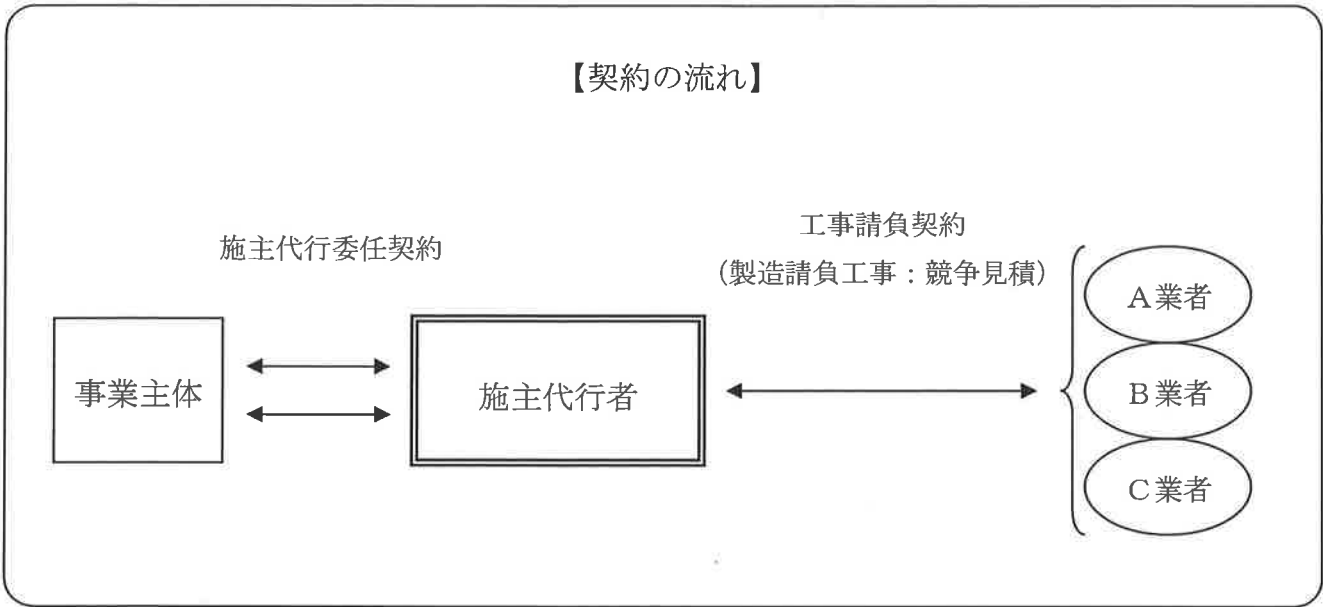


施主代行業務 標準仕様書

産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成31年4月1日付け30食産第5395号、30生産第2220号、30政統第2193号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）に基づき、下表の業務をおこなうものとする。
（契約の流れは別図のとおり）

	製造請負工事
1. 基本設計の作成	<ul style="list-style-type: none"> ①類似施設の情報収集 ②必要処理能力・仕様の算定 ③レイアウトの検討 ④プラントメーカーの見積収集と内容検証 ⑤プラント標準仕様書の作成
2. 実施設計の作成 または検討	<ul style="list-style-type: none"> ①メーカー作成の実実施設計の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・全体処理フローと能力の検討 ・プラント単品仕様の検討 ・プラント価格内訳の検討 ・新規プラントの能力検討 ・工期、工程の検討 ・実施設計の確認、承認
3. 工事の施行	<ul style="list-style-type: none"> ①メーカー選定方法の検討 ②プラントメーカー競争見積要項書の作成、現場説明会 ③競争見積の執行 ④工事請負契約の締結 ⑤工事補償保険等の付保（別途協議） ⑥工事代金の決済・精算
4. 施工管理 (工事の監理を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ①着工 ②定期工程会議の開催 ③進捗管理、工程検査 ④施工図検討・承認 ⑤新規プラントの工場検査 ⑥出来高設計の検討 ⑦試運転検査 ⑧竣工検査、手直し指示 ⑨工事の引渡し ⑩運転指導

別 図



以上